

当別町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

日 時：令和2年2月25（火） 8時45分～
場 所：当別町役場 町長応接室

- 1 経過報告
- 2 対策本部体制について
- 3 今後の対応
- 4 その他

【配布資料】

- 資料 1：新型コロナウイルス感染症について
- 資料 2：新型コロナウイルス感染症対策本部体制について
- 資料 3：当別町のイベント等に対する考え方について（案）
- 参考資料：町民向け「新型コロナウイルス感染症のお知らせ」
- 参考資料：新型コロナウイルスに関する患者情報等の公表について

新型コロナウイルス感染症について

当別町福祉部保健福祉課 (R2.2.25)

1 発生の状況

(1) 道内の発生状況 (R2.2.24現在)

	確定日	年代	性	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	全快	退院	2名特定 経過観察終了
2	2/14	50代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	43名特定し、健康 観察中
3	2/18	40代	男性	札幌市 (単身赴任者)	入院 治療中	入院中	26名特定し、健康 観察中。 うち1名は No5
4	2/19	60代	男性	渡島総合振興局 管内 (七飯町)	入院 治療中	入院中	69名特定し、健康 観察中。 うち1名は No12
5	2/19	40代	男性	札幌市	入院 治療中	入院中	No3の男性 それ以外は調査中
6	2/21	10代 未満	男性	上川総合振興局 (中富良野町)	入院 治療中	入院中	No7の男性 それ以外は調査中
7	2/21	10代	男性	上川総合振興局 (中富良野町)	入院 治療中	入院中	No6の男性 それ以外は調査中
8	2/21	40代	女性	石狩振興局管内 (千歳市)			調査中
9	2/22	70代	女性	胆振総合振興局 管内(苫小牧市)	入院 治療中	入院中	調査中
10	2/22	80代	男性	渡島総合振興局 管内(知内町)	入院 治療中	入院中	調査中
11	2/22	70代	男性	上川総合振興局 管内(旭川市)			調査中
12	2/22	50代	女性	渡島総合振興局 管内(函館市)			No4の男性 それ以外は調査中
13	2/22	60代	男性	渡島総合振興局 管内(函館市)	入院 治療中	入院中	調査中
14	2/22	50代	女性	根室振興局管内 (根室市)			調査中

15	2/22	10代	女性	胆振総合振興局管内(苫小牧市)			調査中
16	2/22	50代	女性	石狩振興局管内(江別市)			調査中
17	2/22	50代	男性	オホーツク総合振興局管内(北見市)	入院	入院中	調査中
18	2/22	70代	男性	札幌市			調査中
19	2/23	30代	男性	上川総合振興局管内(旭川市)			
20	2/23	60代	女性	上川総合振興局管内(旭川市)			
21	2/23	20代	男性	上川総合振興局管内(美瑛町)	入院中	入院中	調査中
22	2/23	70代	男性	上川総合振興局管内(愛別町)	入院中	入院中	調査中
23	2/23	30代	女性	釧路総合振興局管内(釧路市)			調整中
24	2/23	80代	男性	胆振総合振興局管内			No9の女性 それ以外は調査中
25	2/23	40代	女性	胆振総合振興局管内			NO15 それ以外は調査中
26	2/23	20代	女性	石狩振興局管内			調査中
27	2/24	70代	女性	札幌市			No18の男性 それ以外は調査中
28	2/24	50代	男性	札幌市			調査中

R2. 1. 28 1名
R2. 2. 14 1名 (うち 石狩振興局管内 札幌市 1名)
R2. 2. 18 1名 (うち 石狩振興局管内 札幌市 1名)
R2. 2. 19 2名 (うち 石狩振興局管内 札幌市 1名)
R2. 2. 21 3名 (うち 石狩振興局管内 千歳市 1名)
R2. 2. 22 10名 (うち 石狩振興局管内 札幌市 1名 江別市 1名)
R2. 2. 23 8名 (うち 石狩振興局管内 1名)
R2. 2. 24 2名 (うち 石狩振興局管内 札幌市 2名)
道内の発生人数 28名 (うち 石狩振興局管内の発生 9名)

(2) 国内の発生状況(厚生労働省発表)

2月23日までに確認されている患者は125名(※)

(※)その他16名の無症状病原体保有者が確認されている。

また、2月23日現在、クルーズ船に対する検疫により、691名について陽性が確認。

2 国の対応 (R2.2.23現在)

(1) 着実な検疫の実施及び強化(全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)

(2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化(地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)

(3) 国民への情報提供(宿泊施設への周知、国民向けQ&A)

(4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症(感染症法第6条)及び検疫感染症(検疫法第2条第3項)に指定

(5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」の設置指示

(6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務(クルーズ船)に関連する検査への協力依頼

(7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加

(8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加

(9) 2月15日、都道府県に対し、「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。

(10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象をとりまとめた旨通知。

(11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。

(12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

(13) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表

(14) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取り組みについて、経済団体に要請。

(15) 関係会議の開催

1月30日 第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

1月30日 第1回新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会開催

1月31日 第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

1月31日 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 2月16日 第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議開催
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

3 道の対応(保健福祉部) (R2.2.21現在)

- (1)道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底
- (2)新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備(1月30日から検査可能)
- (3)道民等への情報提供、注意喚起
 - (ア)ホームページ等により道民への情報提供
 - Q&A、休日夜間の電話対応開始
 - 道民向けのリーフレット(相談・受診の目安)を作成
 - (イ)多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊戯施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼
 - 1月22日 宿泊施設、関係団体等(宿泊者への対応等)、外国人相談センター
 - 1月23日 観光関係団体等
 - 1月30日 宿泊施設、観光関係団体等(衛生管理等)
 - 1月30日 交通事業者への衛生管理徹底
 - 2月10日 宿泊施設等関係団体、観光関係団体(帰国者・接触者相談センターの周知等)
 - (ウ)保健所等による相談対応
 - 1月30日 休日・夜間の電話対応の開始
- (4)1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5)関係会議の開催状況
 - 1月23日 庁議
 - 1月24日 緊急保健所長会議
 - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会
 - 1月28日 感染症危機管理対策本部設置、第1回本部会議開催
 - 1月31日 感染症危機管理対策本部 第2回本部会議開催
 - 1月31日 緊急保健所長会議開催
 - 2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催

- 2月14日 感染症危機管理対策本部 第4回本部会議開催
2月19日 感染症危機管理対策本部 第5回本部会議開催
2月21日 感染症危機管理対策本部 第6回本部会議開催
(6) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置
「帰国者・接触者外来」の整備

4 町の対応(保健福祉課)

- (1) 国や道等が発信する発生動向や疫学情報を収集
(2) 町民や関係機関への情報提供、注意喚起
 (ア) ホームページにより町民へ情報提供
 (イ) 町民へちらし(相談・受診の目安)を全戸配布(2月22日)
(3) 関係会議等
 1月30日 各課長に「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について」通知
 2月 4日 部長会議において状況報告
 2月10日 行政推進員会議において報告
 2月10日 各課長に「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせについて」通知
 2月21日 当別町新型コロナウイルス感染症対策連絡会議開催
 2月25日 第1回当別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催

新型コロナウイルスに関連した患者(29, 30例目)の発生について

令和2年(2020年)2月24日(月)19:30

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

TEL: 011-231-4111(内線25-506)

FAX: 011-232-2013

本日(2月24日)15時30分頃に、道立衛生研究所で行った検査により、道内において、新型コロナウイルスに関連した感染症の患者が確認されました。

この患者は、道内29例目、30例目で、道内で確認された患者は30名となりました。本件について、濃厚接触者を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

記

1 患者の概要

(1) 29例目

年代	20代	性別	女性	国籍	日本
居住地	オホーツク総合振興局管内		職業	会社員	
症状・経過	2/18 発熱(38℃) 2/23 管内指定医療機関A受診 2/24 道立衛生研究所において、新型コロナウイルスの検査を実施したところ、陽性と判明 管内指定医療機関Aへの入院に向け調整中				
行動・滞在歴	海外渡航歴なし。行動歴及び濃厚接触者については、現在調査中。道内17例目の患者の濃厚接触者。				

(2) 30例目

年代	50代	性別	男性	国籍	日本
居住地	石狩振興局管内		職業	江別市の公立学校の教員	
症状・経過	2/17 咳症状 2/20 発熱(38℃) 管内医療機関A受診 2/23 管内指定医療機関B受診 2/24 道立衛生研究所において、新型コロナウイルスの検査を実施したところ、陽性と判明。 管内指定医療機関Bへの入院に向け調整中				
行動・滞在歴	海外渡航歴なし。行動歴及び濃厚接触者については、現在調査中。				

2 その他

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、道民の皆様への正確な情報提供にご協力をお願いいたします。

なお、報道にあたりましては、個人のプライバシー等の保護のため、特段のご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部体制について

資料 2

新型インフルエンザ等対策にかかる部及び主な役割等に準じる

部	部長	部に属する町の組織	主な役割
各部	各部(署)長	各部(署)	<ul style="list-style-type: none"> ○所管に属する対策等に必要な資機材の整備・点検に関すること ○所管事項の執行記録に関すること
福祉対策部	福祉部長	福祉部 保健福祉課 介護課	<ul style="list-style-type: none"> ○庶務に関すること ○町対策本部の設置、運営に関すること ○感染状況の総合的な取りまとめに関すること ○記録に関すること ○医療機関との連絡調整に関すること ○社会福祉施設等における感染防止対策に関すること ○住民接種の実施に関すること ○要配慮者への支援に関すること
総務対策部	総務部長	総務部 総務課 政策調整室 税務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画の実施、整備に関すること ○職員の特定接種の実施に関すること ○報道機関との連絡調整に関すること ○住民への広報に関すること ○新型インフルエンザ等の情報記事及び記録写真の収集、保存に関すること
企画対策部	企画部長	企画部 企画課 財政課 道の駅室	<ul style="list-style-type: none"> ○国、道、関係機関への陳情及び要請・資料調達に関すること ○関係機関等来庁者への接遇に関すること ○町有施設の感染防止対策、使用制限等に関すること ○緊急的な財政の支出に関すること
住民環境対策部	住民環境部長	住民環境部 住民課 環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ○環境衛生施設の感染防止対策に関すること ○防疫等環境衛生の保持に関すること ○町内会長との連絡調整に関すること ○火葬場の円滑な運営、遺体安置に関すること ○住民からの問い合わせ窓口に関すること
経済対策部	経済部長	経済部 農務課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> ○農林業施設、商工業施設、観光施設、企業等の感染防止対策に関すること ○家畜の防疫、予防対策に関すること ○事業者の対応に関すること ○生活関連物資等の価格の安定等に関すること

部	部長	部に属する町の組織	主な役割
建設水道対策部	建設水道部長	建設水道部 建設課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○町営住宅の感染防止対策に関する事 ○水の安定供給に関する事 ○緊急時における飲料水の供給に関する事
教育対策部	教育部長	教育委員会 学校教育課 社会教育課 子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育施設、社会教育施設、学校給食施設、認定こども園の感染防止対策に関する事 ○児童・生徒の感染状況の把握、休校・学級閉鎖に関する事 ○社会教育施設の使用制限等に関する事
救急対策部	当別消防署長	当別消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○感染患者等の医療機関への搬送に関する事 ○救急搬送に関する事

新型インフルエンザ等発生段階における対策概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
	・体制整備 ・住民への啓発 ・事前準備	・対策実施体制への切り替え	・感染拡大防止対策の実施	・住民の生活の維持	・評価 ・第二波への準備
(1)実施体制		<p>※対策本部は、緊急事態宣言または総合的な対策等が必要となったときに設置</p>			
(2)情報提供・共有					
(3)まん延防止					
(4)予防接種					
(5)住民の生活及び経済の安定の確保					

当別町のイベント等に対する考え方について（案）

- ・ 町主催の不特定多数が集まるイベントは、3週間程度、原則中止または延期。
- ・ 卒業式など日程変更が難しい行事は、消毒など必要な対策をとった上で実施。
- ・ 町以外が主催するイベントは、中止や延期の検討を主催者に依頼。

※「町内イベント・行事等開催状況調べについて」各課（次・室）長あてに2月23日付けで別途照会済みですので、2月25日（火）～3月18日（水）までのイベント等について、本日13時までに所定の保存先への入力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症のお知らせ

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、下記の「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

※風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

※強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※ 高齢者や妊娠中の方、基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでは、症状などをお聞きしたうえで、必要な場合は、専門の「帰国者・接触者外来」などの医療機関をご紹介します。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
江別保健所	011-383-2111	平日 8:45～17:30
北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17:30～21:00
		土日祝 9:00～21:00
救急安心センターさっぽろ(※)	#7119または 011-272-7119	24時間 365日

※ 新型コロナウイルスに限定した窓口ではありません。急な病気やけがの際に、医療機関への受診の必要性について、電話相談に応じています。

一般的なお問い合わせなどはこちら

上記の症状はないがご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

【相談窓口】	電話番号	開設時間
厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00～21:00
江別保健所	011-383-2111	平日 8:45～17:30

<担当>

当別町福祉部保健福祉課健康推進係(ゆとろ 内)

電話:23-4044 FAX:25-5018

E-mail:hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp

【開庁時間】 平日 8:45～17:15

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により、うつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

できるだけ人の多く集まる場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪の症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

新型コロナウイルスに関する患者情報等の公表について

北海道保健福祉部

- 渡航歴がなく、感染経路が不明な患者が発生するなど、これまでとは状況が異なっており、更なる感染拡大の防止や道民の不安解消に向けた対応が必要となってくる。
- このため、感染症の発生に関する情報について、個人情報の保護などに十分留意した上で積極的に公表していくこととする。

1. 患者発生の公表時 ※下線部は新たな公表内容。本人や関係者の同意の上、公表
(記載例)

	従前	今後
年 代	50代	(変更なし)
性 別	男性	(変更なし)
国 籍	非公表	<u>△△国</u>
居 住 地	北海道	<u>〇〇振興局管内</u>
職 業	非公表	<u>本人が特定されない表現(会社員、公務員等)</u>
症 状・経 過	○月○日 発熱、咳、倦怠感が出現 ○月□日 医療機関Aに入院	○月○日 発熱、咳、倦怠感が出現 ○月□日 <u>〇〇振興局管内の医療機関A</u> に入院
行 動 歴・滞 在 歴	○月△日 来日し、北海道を観光	○月△日 来日し、 <u>〇〇振興局管内</u> を観光

2. 公表の際の留意事項

- 道民の安全・安心、感染症の拡大防止に必要と判断した行動歴等については、公表する。
例) 各種施設や長距離バスなど濃厚接触の可能性のある方が特定できない場合
- 公表することで特定の個人や場所などが判明し、プライバシーの侵害や住民の不安をいわずらに増大することにつながる情報は公表しない。